

福運整第 89 号の 2
平成 31 年 4 月 25 日

県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公印省略)

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

標記について、平成 31 年 4 月 25 日付け東自保第 16 号により、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありました。

特に大量の輸送需要が見込まれる 4 月 27 日（土）から始まる即位日等休日法の施行に伴う大型連休に向けて、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すために、下記事項について改めて徹底をお願いします。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、以下のことを徹底すること。

- (1) 運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。
- (2) 運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。

【機密性2】

20190425_東自保_通達_10年

東自保第 16 号
平成31年4月25日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

標記について、平成31年4月24日付け国自安第7号の2により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第7号の2
平成31年4月24日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



別添

国 自 安 第 7 号

平成31年4月24日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿
一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

4月21日（日）、神戸市JR三宮駅前において、乗合バスが停留所を発車した直後、そのすぐ先の横断歩道に赤信号で進入して歩行者をはね、2名が死亡し、6名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。

事故の原因については現在調査中ですが、本件は、横断歩道を通行中の歩行者をはねるといふ基本的な安全確認不足によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

このため、特に大量の輸送需要が見込まれる4月27日（土）から始まる即位日等休日法の施行に伴う大型連休に向けて、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すために、下記事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、以下のことを徹底すること。

- (1) 運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。
- (2) 運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。